

経営改善計画 策定支援

405事業

国が認める税理士などの専門家の支援を受けて
本格的な経営改善計画を策定し、
金融機関への返済条件等を変更する場合、
専門家に対する支払費用の2/3を補助します。
(上限300万円)

対象となる 事業者

事業内容や財務状況など、経営上の課題を抱え、金融支援等を必要としている中小企業・小規模事業者

こんなメリットがあります!

- 金融支援(返済条件の変更や新規融資等)を受けられる
- 金融機関との関係を強化できる
- 計画策定にあたり、専門家から経営改善のアドバイスを受けられる
- 従業員のモチベーションや生産性の向上に繋がる

こんな方にお勧めです!

- 金融機関への返済条件等を変更し資金繰りを安定させる必要があり、
- 必要な売上げや利益を確保できる経営管理をしたい
 - 人件費以外でコスト削減を図りたい
 - 黒字体質の経営に転換させるための経営計画を持ちたい
 - 業況悪化の根本的な原因を把握したい
 - 経営改善の取り組みを継続的にフォローアップして欲しい

専門家の支援を受けることで、次のような計画を策定できます。(下記は一例です。)

ビジネス モデル俯瞰図

事業全体を把握し、
収支の流れ、仕組みを
「見える化」します

資金実績・計画表

過去の資金繰り表や
財政計画の実績を分析し、
今後の資金計画作成に
活かします

アクションプラン

「ビジネスモデル俯瞰図」や
「資金実績・計画表」を
もとに見える化した
課題を行動計画
にします

計画財務3表

損益計画、財産計画、
キャッシュフロー計画

お問い合わせはこちら 【受付時間/午前8:30~午後5:00(土・日・祝を除く)】

徳島県中小企業活性化協議会(経営改善計画策定支援部門)

tel:088-679-4090 fax:088-626-7124 E-mail:tsaisei@fm.nmt.ne.jp

住所:〒770-8530 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)3階



利用手続きについては、裏面へ▶

経営改善計画策定支援の利用手続き

申請～お支払い

1 利用申請

① 中小企業・小規模事業者 認定経営革新等支援機関(士業等専門家)

連名で徳島県中小企業活性化協議会へ申込

② 徳島県中小企業活性化協議会

- ・ 申込内容を確認し、協議会において経営改善計画策定支援に係る費用の一部を負担することが適切と判断した場合は、その旨を代表認定経営革新等支援機関へ通知
- ・ 協議会は、「収益力改善支援に関する実務指針」に沿って着眼点等の説明を行います

2 計画策定支援および金融機関との協議・合意形成

中小企業・小規模事業者 認定経営革新等支援機関(士業等専門家)

中小企業・小規模事業者の経営改善計画策定支援を認定革新等支援機関が実施
計画内容について、金融機関と協議し、金融支援の合意同意書を受け取る

3 支払申請及び支払決定

① 中小企業・小規模事業者 認定経営革新等支援機関(士業等専門家)

計画について金融機関との合意成立後、連名で費用の支払申請を行う

② 徳島県中小企業活性化協議会

申請内容を確認の上、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、代表認定支援機関に通知し、経営改善計画策定支援に係る費用の3分の2(上限200万円かつ利用申請時の計画策定費用の上限)をお支払い
※ただし、支払決定額の2分の1を初回伴走支援実施まで協議会が留保します。

4 伴走支援(モニタリング)

① 中小企業・小規模事業者 認定経営革新等支援機関(士業等専門家)

実務指針に則った「経営改善計画」に基づき、中小企業・小規模事業者の伴走支援(モニタリング)を実施して、徳島県中小企業活性化協議会へ報告(伴走支援の実施は必須です)

② 徳島県中小企業活性化協議会

報告内容を確認の上、支払申請の結果及び支払決定額、支払予定日について、代表認定支援機関に通知し、経営改善計画策定支援に係る費用の3分の2(上限100万円かつ利用申請時の伴走支援費用の上限)をお支払い

下記お問い合わせ先のみならず、顧問税理士、取引金融機関、地域の商工会、商工会議所等
日頃からお付き合いのある身近な機関にもご相談いただけます。

お問い合わせはこちら [【受付時間/午前8:30～午後5:00\(土・日・祝を除く\)】](#)

徳島県中小企業活性化協議会(経営改善計画策定支援部門)

tel:088-679-4090 fax:088-626-7124 E-mail:tsaisei@fm.nmt.ne.jp

住所:〒770-8530 徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)3階

